

令和2年10～12月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	UPS設備機器(無停電装置)の更新工事	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年10月8日	サンケン電設株式会社 埼玉県川越市大字下赤坂大野原677番地	¥18,700,000	契約業者は当該機器の設置企業であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
2	温度指示調節器の更新工事	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年10月20日	日本電技株式会社 千葉県千葉市中央区登戸1丁目1番4号	¥1,716,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
3	血管造影X線診断装置の保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年10月29日	株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37	¥69,300,000	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守について必要な技術等を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
4	デジタルスケールベッド	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年11月4日	株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3	¥1,070,300	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
5	G棟1階X線検査室パッケージエアコンの更新	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年11月27日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 東京都荒川区荒川7-19-1	¥1,188,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
6	G棟高置水槽給水管の交換工事	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年11月30日	日比谷総合設備株式会社 東京都港区芝浦3-4-1	¥1,463,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
7	デジタルX線テレビ装置の修理	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年12月3日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 千葉サービスセンター 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1WBGマリブイースト24階	¥2,310,000	依頼業者は修理機器の製造販売業者であることから、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
8	G棟冷温水発生機No.1溶液ポンプの交換	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年12月3日	パナソニック産機システムズ株式会社 東京都墨田区押上1丁目1番2号	¥1,430,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
9	消毒滅菌器の検査前整備	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年12月3日	株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3	¥1,505,680	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
10	卓上型バイオロジカルセーフティーキャビネット	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年12月4日	株式会社スズケン 千葉県千葉市稲毛区穴川3丁目3-17	¥1,151,700	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
11	X線透視撮影装置保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年12月7日	日立ヘルスケアシステムズ株式会社千葉営業所 千葉県千葉市中央区新田町1-1IMI未来ビル7階	¥13,497,000	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守について必要な技術等を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
12	OESヒステロファイバースコープ	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年12月11日	株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩 2-35-3	¥1,353,000	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
13	12fコンテナの設置	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年12月24日	株式会社創家 千葉県富里市七栄532-264	¥1,560,000	新型コロナウイルス感染症の感染患者増加に対応するため、早期に発熱外来用コンテナを設置する必要があり、適切な施工の実施が可能なのが同社に限られるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
14	超電導磁気共鳴画像診断装置(MRI)保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年12月28日	株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川4-17-15	¥13,200,000	契約業者は、当該機器の納入業者であり、メーカー指定の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的理由を簡潔に記載する。